



平成 18 年 4 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社キリン堂
代 表 者 名 代表取締役社長 寺西 豊彦
(コード番号 2660 東証第一部・大証第二部)
問 合 せ 先 常務取締役 井村 登
経営統括室長
(TEL. 06-6330-0211 (代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 6 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し平成 18 年 5 月 12 日開催予定の第 48 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成 18 年 5 月 12 日

2. 変更の理由

- (1) 変更定款案第 3 条は、現在主たる業務を行っております本部を置く大阪府吹田市に本店の所在地を変更するものであります。
- (2) 変更定款案第 5 条は、公告方法について、日本経済新聞に掲載して行う方法から、より効果的かつ経済的な情報開示方法である電子公告にて行う方法に変更するものであります。なお、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うものとします。
- (3) 「会社法」が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、定款の定めによって可能となる事項等について、以下の変更を行うものであります。

変更定款案第 10 条 (単元未満株式についての権利): 単元未満株式について行使することができる権利を定めるものであります。

変更定款案第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供): 株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とするものであります。

変更定款案第 25 条 (取締役会の決議方法): 取締役会をより機動的・効率的に運営するため、「会社法」第 370 条に定めるいわゆる取締役会の書面決議を可能とするものであります。

変更定款案第 29 条 (取締役の責任免除) 及び変更定款案第 38 条 (監査役の実任免除): 取締役会の決議をもって、取締役および監査役の職務を遂行するにつき善意で重大な過失がない場合は、その責任を法令の限度において免除するこ

とができるようになったことに伴い、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るようするため有益と判断したものであります。

なお、変更定款案第 29 条の新設につきましては、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。

(4) 「会社法」の施行に伴い、新たに定款に定めを置くことが必要とされる事項について、変更定款案第 4 条（機関）及び変更定款案第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。

(5) その他条数及び字句の整備を行うものであります。

3. 変更内容

変更の内容は添付別紙のとおりであります。

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. ~ 24.</u> (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を<u>大阪市</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 1,600万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の <u>1単元の株式の数は100株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p><u>(1) ~ (24)</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を<u>大阪府吹田市</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は 1,600万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式</u>(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。<u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 . 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し公告する。</p> <p>3 . 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) 並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 . 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) 、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、並びに株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎営業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、予め公告して基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月15日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、社長に事故あるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主に限る。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会議事録)</p> <p>第15条 総会の議事の経過の要領及び結果は議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印する。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は 7 名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(代表取締役)</p> <p>第19条 <u>取締役会の決議により、代表取締役を定める。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>(業務執行)</p> <p>第21条 <u>取締役は取締役会を組織し業務の執行を決定する。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(<u>取締役会議事録</u>)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の議事の経過の要領及び結果は議事録に記載し、議長及び出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第24条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(顧問及び相談役)</p> <p><u>第25条</u> 会社業務の指導及び重要事項を諮問するため、取締役会の決議をもって顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p><u>第26条</u> 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(<u>取締役会規程</u>)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(顧問および相談役)</p> <p><u>第28条</u> 会社業務の指導および重要事項を諮問するため、取締役会の決議によって顧問および相談役を置くことができる。</p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p><u>第29条</u> 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(選任) 第27条 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第29条 監査役は、<u>互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会) 第30条 監査役会の招集は、<u>各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。</u> ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会議事録) 第31条 <u>監査役会の議事の経過の要領及び結果は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</u></p>	<p>(選任方法) 第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各監査役に対して発する。</u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(報酬) 第32条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(監査役会規則) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第38条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任期) 第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年2月16日から翌年2月15日までとし、毎営業年度末日に決算を行う。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第34条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により毎年8月15日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年2月16日から翌年2月15日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月15日とする。 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月15日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

以上